

白石町地域公共交通計画策定事前調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、令和7年度に白石町地域公共交通計画を策定するための事前調査である白石町地域公共交通計画策定事前調査業務を委託するにあたり、正確なデータ分析や高い専門性、経験が必要とされることから公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により広く提案を求め、提案能力に優れた者を選定するため、その手続等に関し必要な事項を定める。

1. 業務の概要

(1) 業務目的

交通弱者などの地域生活の向上や町の活性化のためには、身近な移動手段の確保と輸送体制の確立が必要である。住民がより利用しやすい交通手段を確保するため将来を見据えた具体的施策を検討して地域公共交通計画を策定するために、住民ニーズや利用実態を把握・検証するための事前調査を行う。

(2) 委託業務名

白石町地域公共交通計画策定事前調査業務委託

(3) 実施主体

白石町

(4) 業務内容

別紙「白石町地域公共交通計画策定事前調査業務委託仕様書」のとおり

(5) 実施場所

白石町内全域

(6) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(7) 提案上限額 4,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ 上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

2. 委託業者選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式

3. 公募型プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、参加資格として以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法第21条に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出時において、当町の競争入札参加資格者（物品・役務）の認定を受けていること。
- (7) 参加申込書の提出時において、当町及び佐賀県の指名停止を受けていないこと。
- (8) 参加申込後、受託者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。
- (9) 佐賀県または福岡県、長崎県に本社（本店）または支社（支店）、営業所等を有し、白石町と緊密な連絡調整が可能であること。
- (10) 本業務を遂行するにあたり十分な能力を有すること。
- (11) 過去5年間において、同種同業務（地方公共団体発注の地域公共交通計画策定事前調査業務又は、地域公共交通計画策定業務）の契約実績が複数あること。

4. 募集方法

公告及び白石町ホームページに本プロポーザルを実施する旨を掲載する。

5. 実施日程

事項	日程
公募開始	令和6年 7月 4日（木）
質疑書提出期限	令和6年 7月17日（水）17時
質疑書回答	令和6年 7月18日（木）17時まで
参加申込書等の提出期限	令和6年 7月26日（金）17時
企画提案書の提出期限	令和6年 8月 9日（金）17時
プレゼンテーション前の予備審査 （※必要な場合のみ）	令和6年 8月16日（金）（予定）
プレゼンテーション・審査会	令和6年 8月20日（火）（予定）
審査結果通知	令和6年 8月27日（火）（予定）
契約締結	令和6年 9月上旬（予定）

6. 質疑回答等

質疑回答は、次の要領で行う。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
質疑書	様式1	1部

※本様式を含めた各様式は、町ホームページからダウンロードして使用すること。

(2) 提出方法 電子メール（提出先へ連絡したうえで送信すること）

(3) 提出先 下記「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

(4) 提出期限 令和6年7月17日（水）17時（必着）

(5) 回答方法 令和6年7月18日（木）17時までに町ホームページに公開する。

7. 参加申込等

参加者は、参加申込書等を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
プロポーザル参加申込書	様式2	1部
業務実績表	様式2-1	1部

※ 業務実績表は、地方公共団体発注の類似業務を記載し、その受注実績を確認できる書類の写しを添付すること。

(2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

(3) 提出先 下記「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

(4) 提出期限 令和6年7月26日（金）17時（必着）

8. 企画提案

参加者は、企画提案書等を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書	様式3	正本1部、副本11部
企画提案書本編	任意様式	11部
誓約書	様式4	11部
工程表	任意様式	11部
業務実績表（添付書類不要）	様式2-1	11部
見積書	様式5	11部
見積内訳書	任意様式	11部

(2) 企画提案書本編作成の留意点

- ① 表紙を付し、法人等名、担当者の氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。
- ② 用紙サイズはA4任意様式、両面横書き、文字サイズ10ポイント以上、表紙及

び目次を除き6ページ以内で作成すること。

③ 専門知識を有しない者でも理解でき、簡潔で分かりやすい表現とすること。

④ 「10. プレゼンテーション・審査会（4）審査基準」に即し、作成すること。

(3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

(4) 提出先 下記「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

(5) 提出期限 令和6年8月9日（金）17時（必着）

9. 参加の取り下げ

参加申込書提出後、やむを得ず参加を取り下げ場合は、事前に電話連絡のうえ取下願（様式6）を総合戦略課重点プロジェクト係に直接持参すること。

10. プレゼンテーション・審査会

(1) 期日 令和6年8月20日（火）予定

(2) 場所 白石町役場会議室

※日時、場所の詳細については、別途通知する。

(3) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる参加者を選定する。なお、参加者が多数の場合は、予備審査により参加者を絞り込む場合がある。

① プレゼンテーション

- ・ 既に提出した企画提案書等の書類を基に行い、それ以外の資料を用いることはできない。
- ・ 設定時間は1者につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内で実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、1者につき出席者は3名以内とする。

② 審査

- ・ 書類及びプレゼンテーションについて、審査基準に基づき評価点を算出する。

(4) 審査基準

評価項目		評価基準	配点
1	業務実績の評価	①同種・同業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10
2	企画提案内容に関する評価	②町内の交通特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	10
		③提案内容が町の目指す地域公共交通計画に沿った内容となっているか。	10

	工程・業務体制	④実効性があり、工夫された工程計画が提案され、円滑かつ確実に業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10
	実施方法	⑤各種調査手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握・整理が可能な内容となっているか。	15
		⑥調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的な指標等を設定できる内容となっているか。	15
	将来性	⑦町の公共交通の現状・課題や将来性を踏まえた具体的かつ実現可能な公共交通計画の策定が期待できるか。	20
3	見積金額の評価	⑧業務に対して見積金額が適切か。	10
	合計		100

① 最高得点者が2者以上の場合は、見積金額が最も安価な者を選定する。

② 参加者が1者の場合でも審査を行う。

(5) 審査結果

① 令和6年8月下旬を目途に参加者全員に郵送及び電子メールにて通知する。

② 最も優れた提案を行ったと認められる参加者は、第1位の優先交渉権者であり、白石町と契約締結に向けた協議を行う。

③ 上記②の協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行なうものとする。

④ 契約手続き及び契約書は、白石町財務規則及びその他法令の定めるところによるものとする。

⑤ 審査の結果及びその内容に関しての問い合わせや、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

11. その他の留意事項

(1) 契約について

令和6年度は事前調査業務とするが、提案事項は計画の策定までとする。ただし、本業務の受託事業者が、令和7年度の白石町地域公共交通計画策定業務委託契約の受託を担保するものではない。

(2) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 提出物の提出期日が守られなかった場合。

② 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (3) 提出書類の帰属等
- ① 提出された企画提案書は、採択・不採択にかかわらず返却しない。
 - ② 業務実施による成果物に関する権利は、すべて白石町に帰属する。(成果物とは、仕様書に示す成果で白石町に納品するものとする)
 - ③ 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、すべて参加者の負担とする。
 - ④ 業務内容は、採択された企画提案書の内容によるものとするが、白石町との協議により変更・修正を加える場合がある。
- (3) 費用負担
- ① 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
 - ② 緊急等やむを得ない理由により、本業務を実施することが出来ない場合は、本プロポーザルを停止、中止若しくは、取り消すことがある。この場合において本プロポーザルに要した費用を白石町に請求することはできないものとする。

12. 提出先及び問い合わせ先

白石町役場 総合戦略課 重点プロジェクト係

住所：〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話：0952-84-7132 (直通)

メールアドレス：sougousenryaku@town.shiroishi.lg.jp